

独立行政法人建築研究所 知的財産ポリシー

制定 平成 23 年 4 月 1 日

目次

1. 目的
2. 定義
3. 知的財産の創造
4. 知的財産の取扱い
5. 知的財産の活用
6. 知的財産のマネージメント体制

1. 目的

独立行政法人建築研究所(以下「研究所」という。)は、国土交通大臣から示された中期目標に基づき、公正・中立な立場で、所内の高度な実験施設等を活用し、住宅・建築・都市計画技術に関する研究開発、地震工学に関する研修等を総合的、組織的、継続的に実施する機関である。

研究開発の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映され、それらが民間の技術開発や設計・施工の現場で活用されることにより、国民の安全の確保、健康で快適な居住空間の実現、省エネルギーや環境への配慮等持続可能性の確保、消費者への安心の提供など、我が国の住宅・建築・都市の質の確保・向上に貢献する。

また、地震工学に関する研修の成果は、開発途上国の技術者等の養成を通じ、世界的な地震防災対策の向上にも貢献する。

本ポリシーは、上記の研究所のミッションに基づき、研究所が研究成果を特許等の知的財産として保護し、効果的、効率的に技術移転することの重要性を踏まえ、知的財産権の創造とその適正管理を実現していくための基本的な考え方を定めるものである。

2. 定義

(1) 知的財産

「知的財産」とは、人間の創意工夫によって生み出された創作物のうち、財産的価値を有し、必要であれば対外的に技術移転できる財産全般をいう。具体には、研究者による発明のみならず、実用新案権の対象となる考案を、意匠権、商標権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となる創作を、育成者権の対象となる育成を、ノウハウを使用する権利の対象となる案出をといったものをいう。

(2) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権及びノウハウを使用する権利をいう。

3. 知的財産の創造

研究成果を基に特許出願等知的財産の創造にあたっては、その技術分野における先行技術の知的財産情報を適切に調査することによって効率化を図るとともに、重複研究や重複投資を防止して、より有効な研究成果の創造を目指すものとする。

また、より多く活用される知的財産権を創出するためには、具体的な適用場面での他の技術(知的財産権)に対する優位性という観点から、技術の作り込みを行うことが重要であり、更なる技術の向上を図ることとする。

4. 知的財産の取扱い

研究所の業務を通じて創造された知的財産に係る重要事項については、職務発明審査会(委員長:理事長)において審議するものとする。特に、研究所の研究成果は民間の営利活動に直接かかわる分野であることから、知的財産の管理及び審査にあたっては、客観性及び公益性の確保に努めるものとする。

(1) 権利の取得

特許権等の法律に基づく権利を取得すべき知的財産は、原則として、その権利を積極的に保護及び活用することにより技術の普及やさらなる向上が見込めるものであり、具体的には、権利の取得及び維持に必要な経費に対してそれ以上の活用による収入が見込めるもの、あるいは、その権利を基本としてさらなる研究開発を行い新たに有用な知的財産の創出が見込めるもの、あるいは、第三者が先に権利を取得してしまうことにより技術の普及が妨げられることが懸念されるもの、その他、職務発明審査会において必要と認められたものとする。

(2) 権利内容の明確化

特許等取得しようとする権利の内容を特定する(例えば、特許法でいう「特許請求の範囲」、実用新案法でいう「実用新案登録請求の範囲」を特定する)ために、請求の範囲は無用な事項を付随させることなく簡潔に記載するものとする。その際、技術の特性等に応じて最大限広い範囲の権利が確保できるように努めるとともに、侵害行為等に該当するかどうかの認定する際に客観的に判断しやすくなるよう明確な記載に努めるものとする。

(3) 権利の維持管理

研究所が保有する知的財産権については、研究所の重要な財産として適切に管理していくものとする。特に、登録から一定期間経過した特許権、実用新案権、意匠権、商標権等については、相応の維持費用が必要となってくることから、適切な時点で、今後の実施の見通しや権利を維持する必要性を整理し、権利放棄等を含めて適切に管理していくものとする。特に、権利取得後 10 年を経過した特許等は、発明者の意見を聴取した上で、別紙「特許価値管理表」を作成し、職務発明審査会を開催し、承継及び権利放棄の判断を行う。

また、保有する知的財産権に対して侵害と思われる行為等を発見した場合は、速やかに事実関係を正確に把握するとともに、必要に応じて外部の専門家の助言等を受け、侵害行為であると認められるものについては、関係法令等に基づいて当該行為者に対し適切な対応を求めていくものとする。

(4) 共同研究又は受託業務の場合の取扱い

共同研究の実施により得られる知的財産権は、研究所と共同研究者双方の貢献度を踏まえて、それぞれの持分等を定め、双方がそれぞれ持分に応じて本知的財産権を保有する。ただし、共同研究者がその知的財産権を研究所に承継する場合はその限りでない。

また、受託業務において発生した知的財産権は、個別の受託業務契約書に定めるところによる。

5. 知的財産の活用

研究所が保有している知的財産については、研究所主催の講演会や産学官連携の各種発表会、ホームページ、広報紙等を積極的に活用して広報に努め、社会において多く活用されるとともに、特許等収入の拡大を図るものとする。

(1) 実施許諾

研究所の知的財産は社会全体の共有財産であることから、そこで設定された権利は公共の利益が損なわれない限り誰でも自由に使用できるものでなければならず、使用のため実施を希望する者が一定の技術

力等を有していれば許諾するものとする。ただし、共同研究により創造された知的財産権については、共有権利者が優先的な実施を希望する場合はこの限りではない。

(2) 実施料等

研究所が保有する知的財産権の使用については、研究所の活動の維持・活性化や研究者の意欲の向上等を図るとともに、自己収入の拡大という社会的要請等に応える必要があることから、実施料等は原則として有償とするものとする。ただし、個別の案件において公共の利益の観点から強い社会的要請等がある場合には、無償とすることができる。実施料等の具体的な額等については、その技術の特性等に応じて、実施することにより得られる価値に相応しいものとするとともに、技術の普及促進等の妨げにならないよう適切に設定する。なお、研究所は保有する知的財産権を自ら実施して収入を得ることはないため、共有権利者が実施する場合でも原則として実施料を徴収して権利行使の均衡を図るとともに、研究所の業務を通じてその利益を社会に還元するものとする。

6. 知的財産のマネージメント体制

(1) 人材の育成・活用

知的財産に関する業務が高度化・多様化していく中で、知的財産の取得や維持管理、活用を戦略的にマネージメントしていくためには、組織として専門的な知識等を着実に蓄積し、継承していかなければならない。そのため、担当職員を各種研修会等に継続的に参加させることなどを通じて人材の育成と確保を図るとともに、必要に応じて外部専門家を有効に活用していくものとする。

(2) 組織体制

職務発明の認定をはじめ知的財産に係る審査は、独立行政法人建築研究所職務発明取扱規程(平成14年規程第12号)に規定する職務発明審査会において行うものとする。

(3) 職務発明補償

発明等の促進及びその成果を図るために定めている職務発明取扱規程(平成14年規程第12号)に基づき、研究者への職務発明補償を行い、研究者の職務発明に対するインセンティブの向上を図ることとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙】 独立行政法人建築研究所「特許価値管理表」

★権利取得後、10年経過した特許は本シートにより評価を行う。なお、その後においても必要に応じて評価を行う。

発明名称	特許番号又は出願番号:	名称		評価点	
出願日・権利者又は出願人	評価日・評価者・合計点				

※該当する箇所(点数)に○印を付ける。

評価項目	評価内容					
1. 権利の存続期間	10年未満 5点		5年未満 3点		2年以下 1点	1年未満又は失効 0点
2. 発明の技術的性格	基本技術の発明 5点	基本技術に準ずる発明 4点	大幅な改良技術の発明 3点	中程度の改良技術の発明 2点	小幅な改良技術の発明 1点	
3. 権利としての強さ	非常に強い 5点	強い 4点	中程度 3点	弱い 2点	非常に弱い 1点	
4. 代替技術との技術的優位性	代替技術なし 5点		代替技術はあるが技術的には優位 3点		代替技術があり技術的優位性なし 1点	
5. 特許網(関連特許と単独性)	関連特許を複合しなくても単独で 使用できる 5点	同権利者が保有する一部の 特許を複合して使用できる 4点	同権利者又は他権利者の特許を複 合して使用できる 3点	同権利者又は他権利者の特許を 複合して使用しなければならない 2点	単独で使用できない 1点	
6. 特許収入	維持管理費より多い 5点		維持管理費と同程度 3点		維持管理費より少ない 1点	
7. 維持経費負担割合	共同出願3者以上、負担割合が非 常に小さい 5点		共同出願2者、費用負担50% 3点		単独出願の為、費用負担が非常 に多い 1点	
8. 発明の実証度合い(実施例による 開示度合い)	製品レベル 5点	試作品レベル 4点	実証実験レベル 3点	数値計算レベル 2点	アイデアレベル 1点	

(注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。(例えばグローバル性、権利者数など)

2 棚卸し時点の特許価値判断として、得点が50点に満たないものは、取り下げるものとする。(得点=合計点/40×100)

3 得点は、○付けしたものを加算する。ただし、評価しない場合はその分だけ分母(5点/項)を減点する。